

学校いじめ防止基本方針

糸島市立一貴山小学校

目 次

1	本校のいじめ問題に対する考え方	1
	（１）いじめの定義と理解	
	（２）いじめに関する基本的な考え方	
	（３）いじめ問題対応についての基本的な方針	
2	組織	3
	（１）対策組織	
	（２）調査組織	
3	対応・報告体制	4
4	教員研修	5
5	いじめの防止の取組	6
6	いじめの早期発見の取組	10
7	いじめへの対処の取組	11
8	重大事態が発生した時	12
9	保護者・地域等への働きかけ	14
10	評価	14

1 本校のいじめ問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義と理解

《法におけるいじめの定義》

(定義) 「いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）」より

第 2 条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。
 - 「心理的又は物理的な影響」とは、いじめの態様のことである。具体的には次のような態様を指し、いじめられた児童生徒の被害性に着目し、法が規定するいじめに当たるか否かを見極める必要がある。
 - 心理的な影響：冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。仲間はずれ、集団による無視をされる。パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。 等
 - 物理的な影響：嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 等
- 以上のように定義される「いじめ」について、教職員は「絶対に許されない」「絶対に起こさせない」という強い信念をもって児童の指導にあたる。
- （いじめ防止対策推進法第四条「いじめの禁止」）

(2) いじめに関する基本的な考え方（学校・学校の教職員の責務）

① いじめられたとする児童の立場に立って対応すること

いじめの対応にあたっては、いじめられたとする児童の立場に立ち、いじめがあったという認識のもとで受容的に接するとともに、いじめられた児童生徒を全面的に支援する。

② いじめはどの子にも起こりうるといった姿勢で臨むこと

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命又は身体に重大な危険を生じさせ得る。

③ いじめを当事者だけでなく、集団の問題としてとらえ指導すること

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにする。

④ 日常的に子どもを見守り、指導し、共感的な人間関係づくりに努めること

児童生徒間のトラブルを法の「いじめの定義」に照らして指導するのではなく、児童生徒間のトラブルは軽微なものを含めて、常にその解消に向けて指導するようにする。定義はあくまで法の対象としての指標であり、定義に左右されることなく、常に子どもの状況を見守り、よりよい人間関係を築けるよう指導する。

（３）いじめ問題対応についての基本的な方針

① いじめを生まない教育活動の推進

「命の教育の推進」「共感的人間関係づくりの推進」「体験活動の推進」「基本的生活習慣の定着と規範意識の育成」等の観点から、いじめを生まない教育活動を推進する。

※流行性感染症（新型コロナウイルス感染症等）による欠席の際、児童に対する偏見や差別等が起きないために、児童及び家庭や地域に対して、正しい知識の周知や道徳教育の充実に努める。

② いじめの早期発見の取組の充実

定期的なアンケート、教育相談、学校・家庭でのチェックリストの活用、「子どもを見つめる会」等による児童の様子把握等、学校内連携及び保護者との連携によるいじめを発見しやすい体制づくりや、「一貴山見守り隊」を中心とした地域住民との連携等により、児童のわずかな変化を見逃さず、早い段階から積極的に関わり的確な指導を行うようにする。

③ いじめへの早期対応と継続指導の充実

「いじめ問題対策委員会」の月１回の開催を徹底し、組織的な指導体制の充実に努める。また、いじめが認知された場合は、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全確保を最優先し「いじめ問題対策委員会」を中心に、組織的、継続的指導の徹底を図る。

④ 地域、家庭との積極的な連携

日常的に家庭との連絡を密にすると共に、コミュニティセンター、見守り隊を中心に地域との連携を深め、細かな情報収集や多方面からの対応が行える体制をとる。

⑤ 関係機関との綿密な連携

必要に応じて警察、児童相談所、医療機関、ＳＣ、糸島市教育相談室、ＳＳＷ、糸島市教育委員会と連携できる体制づくりをすすめる。

2 組織

(1) 対策組織

① いじめ問題対策委員会

ア 構成員 ◎担当者

校長	教頭	主幹教諭	◎生徒指導担当	人権同和教育担当
養護教諭	スクールサポーター	スクールソーシャルワーカー	S C	

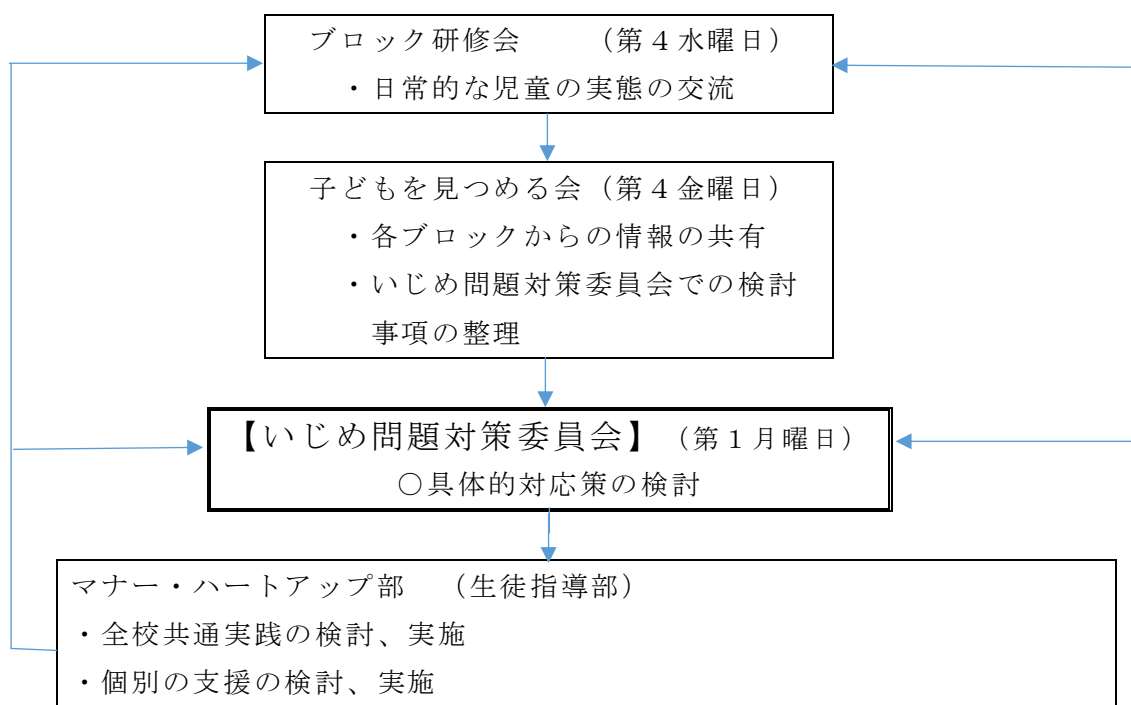
イ 役割

- 学校いじめ防止基本方針の策定
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組推進とP D C Aサイクルによる見直し
- 情報の収集・記録、いじめの判断
- 具体的対応策の検討
- 「いじめアンケート」「生活アンケート」の分析、管理 等

ウ 開催日

- ・毎月第一月曜日、及び必要な場合適宜

② ブロック研修会、ブロック主任会、マナー・ハートアップ部（生徒指導部）、児童支援部とのいじめ防止へ向けた日常的な連携組織



(2) 調査組織

① いじめ問題調査チーム

「重大事態」が発生した場合、校長（糸島市教育委員会）が組織する。

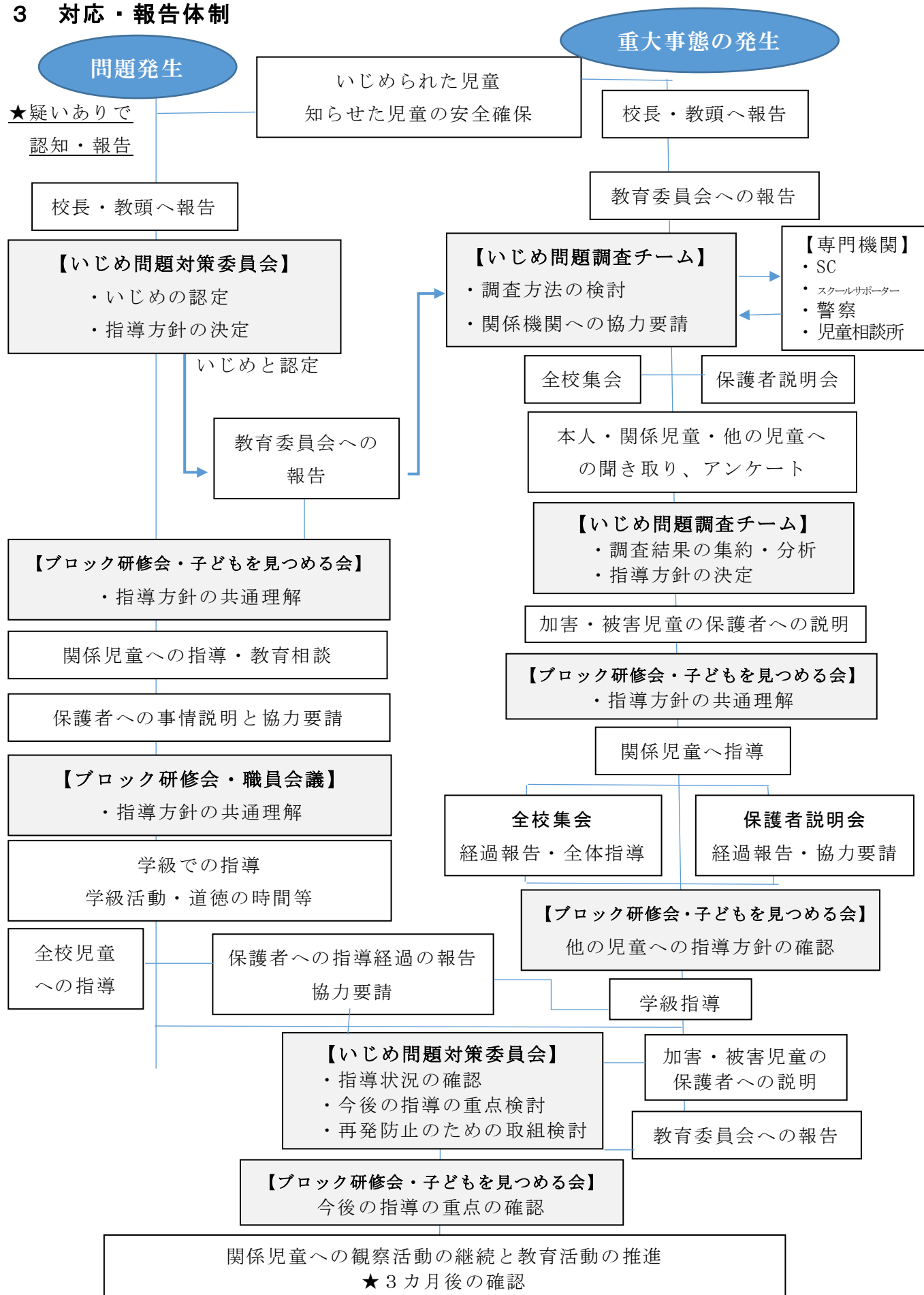
ア 構成員

糸島市教育委員会	校長	教頭	主幹教諭	生徒指導担当	人権同和教育担当
養護教諭	スクールソーシャルワーカー	外部専門家（スクールロイヤー）等			

イ 役割

- 「重大事態」に関する調査、指導方針の検討

3 対応・報告体制



4 教員研修

教職員のいじめ問題に関する資質を向上させるために、以下の研修を実施する。
実施にあたっては、必要に応じて関係機関、外部の専門家等の協力を求める。

研修内容	担当者	実施時期
(1) いじめ防止基本方針に関する研修 ・「学校いじめ防止基本方針」を中心に「いじめ防止対策推進法」「福岡県いじめ防止基本方針」等、いじめ防止に関わる方針等の共通理解を図るための研修	生徒指導担当	5月 ※PTA 総会で保護者にも提示
(2) いじめを生まない教育活動に関する研修 ・「相手意識を高める教育活動」「共感的人間関係づくり」に関する研修 ・「共感的人間関係づくり」に関する授業づくり ・授業研修における積極的な生徒指導の視点に立った分析 ・日常授業における授業改善に関する研修	人権・同和教育担当 人権・同和教育担当 生徒指導・人権担当各担任 各担任・研究主任	8月 8、9月 研究授業時 毎週のブロック研修会
(3) いじめの早期発見・早期対応に関する研修 ・いじめの問題への対応（認知）に関する研修 ・「QUアンケート」の分析 ・月1回の「子どもを見つめる会」での意見交流 ・「いじめの早期発見・早期対応の手引き」「生徒指導リーフ」を活用した研修	生徒指導担当 生徒指導担当 生徒指導担当 生徒指導担当	4月 6月・11月 第4金曜日 7、8月
(4) 関係機関での研修内容の全職員への周知 ・いじめ・不登校担当者研修会（福岡教育事務所） ・学校警察連絡協議会（糸島市）	生徒指導担当 生徒指導担当	6月 開催後

5 いじめの防止の取組

(1) 各学級における取組

① 各学級における日常授業について

各学級において、いじめを生まない学級集団づくりを目指して、次の点に留意した授業づくり、活動づくりをすすめる。

○ 「わかる」「できる」と児童が実感する授業

問題解決過程を重視した授業づくりに努め、終末5分間を「振り返り」の時間とし、めあてに照らし合わせて自己の学びを振り返り、自ら「まとめ」をつくったり自己評価したりしながら、達成感、成就感を味わえるようにする。

○ 全員参加型の授業

児童一人一人にめあてを意識化し、見通しをもって自己追究する活動を重視すると共に、相手意識をもった交流活動を工夫し、児童一人一人が自己の考えを表現したり、お互いの意見を認め合ったりする活動を積極的に取り入れる。

○ 個別最適な学びのある授業

見通しをもって自己追究する活動の中で、児童が自己選択、自己決定する場を設定し、自己調整しながら課題解決していく学習に取り組む。

② 体験活動の充実について

一人一人の学びを保障し、協働的な活動により、相手意識を高めるとともに、児童相互の理解を深めるために、地域の人・もの・ことを重視した体験活動を積極的に取り入れる。

- ・生活科、総合的な学習の時間
- ・社会科、理科
- ・特別活動 等

③ 特別な教科 道徳の指導について

特別な教科 道徳の充実が児童の「居場所づくり」「絆づくり」につながるという認識のもと、「特別な教科 道徳」を中心とした「心の教育」の充実に努める。

○ 内容項目B〔親切・思いやり〕B〔友情・信頼〕D〔生命の尊さ〕の重点化

	主題名	題材名	内容項目	実施月
1年	いのちのすばらしさ	ハムスターの あかちゃん	D	6
	しんせつなところで	はしのうえのおおかみ	B 親	7
	生きていることのすばらしさ	どきどき どっきんぐ	D	8
	うつくしいもの	あめが あがって・・・	D	9
	やさしいきもち	はなばあちゃんがわらった	B 親	9
	ともだちっていいな	ころろはっば	B 友	1 2
	わたしのいのち	おたんじょうびカード	D	2
	ともだちをおもうころ	二わのことり	B 友	2
	あたたかいころ	ぼくの はな さいたけど	B 親	2

2 年	あいての気持ち	学校たんけん	B 親	4
	いのちのたんじょう	おとうとのたんじょう	D	1 2
	みんななかよし	およげないりすさん	B 友	5
	おもいやりのこころ	ぐみの木と小鳥	B 親	2
	ともだちをおもうこころ	モムンとヘーテ	B 友	1
	やさしい人	とくべつなたからもの	B 親	1 1
	友だちをしんじる	なかよしでいたい	B 友	1 1
	わたしたちの生きる力	わたしのものがたり	D	3
	生きる力	一まいのしゃしん	D	2
3 年	思いやりの心	一さつのおくりもの	B 親	7
	友達と通い合う心	いいち、にいっ、いいち、にいっ	B 友	6
	ヌチヌグスージ	いのちのまつり	D	4
	支えられている命	いただいたいのち	D	9
	友だちのよさ	たまちゃん大すき	B 友	1 1
	友だちのすばらしさ	赤い灯 ゆれろ	B 友	3
	人を思いやる心	六べえじいとちよ	B 親	9
	親切の広がり	やさしい人大さくせん	B 親	1 2
	よい友達に	なかよしだから	B 友	1
4 年	思いやりのリレー	かさ	B 親	6
	命に向き合う	せい いっぱい生きる 命の詩	D	3
	よい友だちになるために	ブラジルからの転入生	B 友	6
	本当のおもいやり	せきが空いているのに	B 親	1 0
	命のささえあい	五百人からもらった命	D	3
	心を一つに	祭り日	B 友	1 1
	しんじ合う力	ONE TEAM ラグビー日本代表	B 友	1 2
	命をすくう	レスキュー隊	D	2
	一人の命の大切さ	五百人からもらった命	D	9
5 年	友情のあり方	泣いた赤鬼	B 友	4
	友情を深める	心のレシーブ	B 友	6
	支えあう命	お母さんへの手紙	D	9
	友だちのことを考えて	ひとりよがりの使い方にならないように	B 友	1 1
	あなたのことを考えて	最後のおくり物	B 親	1 2
	親切な心で	くずれ落ちただんボール箱	B 親	1
	かけがえのない命	コースチャぼうやを救え	D	2
6 年	高め合える友だち	めざせ、百八十回！	B 友	2
	温かい心	命のおにぎり	B 親	1 2
	心の中で生きつづける命	生命のメッセージ	D	1
	命のとうとさ	命と向き合う人生	D	7
	かがやく命	負けないで	D	2
	友への思い	友のしょうぞう画	B 友	6
	命と平和	羽ばたけ、折り鶴	D	5

○ 体験と関連した「道徳科」の設定

総合的な学習や児童会行事、学校行事等と関連した道徳の時間を設定することで、活動で感じ、考えたことの補充・深化・統合を図り、価値の自覚化を図り、道徳的実践力へつなげていくようにする。また、各学級において確実な実践を行うために、各学期の学力向上プラン②に明記するようにする。

④ 特別活動の充実について

○ 学級における居場所づくりを推進するために

各学級における学級活動において、活動内容（１）の充実を図り、児童の自主的、自発的活動を保障することで、協働的に活動の中で有用感を味わわせるようにする。

○ 児童相互の共感的人間関係づくりをすすめるために

活動内容（２）において、「望ましい人間関係の育成」を重点的に指導する。

具体的には、児童の発達段階に応じて「ソーシャルスキルトレーニング」や「エンカウンター」等を積極的にとり入れる。

学年	活動名	時期	学年	活動名	時期
1年	ふわふわ言葉とちくちく言葉 ソーシャルスキルトレーニング 楽しい友達 ありがとう〇〇さん	5月 9月 1月 2月	4年	ちがいを認め合おう フェスタの話合い 男女の協力 ソーシャルスキル みんなで助け合って	4月 5月 6月 9月 11月
2年	ちがいをみとめあおう ふわふわ言葉とちくちく言葉 ソーシャルスキル（だまってお絵かき） 気持ちの良い言葉	4月 5月 9月 11月	5年	ちがいを認め合おう 言葉の指導 気持ちや感情 ソーシャルスキル 6年生に感謝しよう	4月 5月 6月 9月 2月
3年	ちがいをみとめあおう ふわふわ言葉とちくちく言葉 広げよう友達の輪（ソーシャルスキル） 楽しい食事 6年生を送ろう	4月 5月 9月 10月 2月	6年	個性を認め合おう 言葉づかい ソーシャルスキルトレーニング	4月 5月 9月

アンケートに記入があった場合、

- ① 本人に事実確認、本人の思いを把握 ※解決していない段階でも保護者へは連絡
- ② 相手への事実確認
- ③ 両者への事実把握
- ④ 謝罪
- ⑤ 保護者連絡

（２）学校全体における取組

① 「人間関係づくり」重点指導期間の取組を通して

５月、９月、１１月、２月の生徒指導実践目標を「人間関係づくりの充実」とし、様々な活動を関連させ、重点的な指導を行う。

月	生活のめあて (生徒指導担当)	児童会・委員会活動等 (児童会活動、各委員会担当)	学級での活動等 (人権・同和教育担当各担任)
６月	学校をきれいにし、 みんなで使う物を 大切にしよう	・ あったかハートキャンペーン (総務委員会 ６月にかけて) ・ 一貴山小フェスティバルでの 「ありがとうメッセージ」 (集会委員会 ６月にかけて)	・ 「ちがいを認める」学習 を全学級実施する。
１０月	元気に明るく挨拶 をしよう	・ 運動会における「ありがとう メッセージ」 (体育委員会)	グループエンカウンターや ソーシャルスキルを活用し た人間関係作りの授業を全 学級実施する。
１１月	友だちのいいとこ ろをみつけよう	・ ふわふわ言葉キャンペーン (総務委員会)	
２月	友だちのいいとこ ろをみつけよう	・ あったかハートキャンペーン (総務委員会) ・ ６年生を送る会での「ありが とメッセージ」 (集会委員会)	

② 「いきいきさんさん名人プロジェクト」の取組を通して

児童一人一人が目標をもち、主体的に努力し続ける力を身につけると共に、それに対して様々な評価活動を設定し、セルフエスティームを高め、心の居場所づくりをすすめる。

【いきいきさん名人プロジェクトの年間計画】

前期 前半	前期 後半	後期 前半	後期 後半	取組内容	担当者
４月	８月	１０月	１月	名人と選出基準の設定 児童への名人と選出基準の説明（始業式）	各担当 主幹教諭
５月 ６月	９月	１１月 １２月	２月	児童への評価 取組の状況の発信	各担任 各担任 担当 主幹教諭
７月	１０月	１２月	３月	名人の選出 名人の表彰（終業式、修了式） 児童への評価	各担任 校長 各担任

2学期制になったことからこれまでの名人の表彰の仕方を変更する。
 終業式に合わせた年3回の表彰 ⇒ 名人の内容によって年2回、年3回の表彰
 年2回の表彰…ノート名人、聞き方・発表名人、挨拶名人、掃除名人
 元気名人、プラス1名人（個人目標）
 年3回の表彰…家庭学習名人、読書名人、歩いて一貴山賞、漢字名人

6 いじめの早期発見の取組

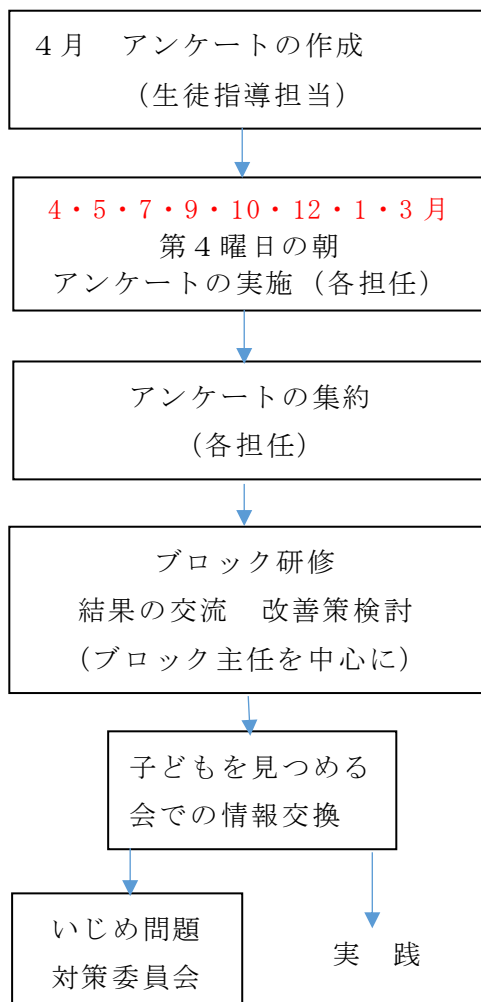
（１）定期的なアンケートの実施

○ 児童の学校生活の様子、人間関係の状況を把握するために、定期的なアンケートを実施する。

- ・月1回程度に、いじめについてのアンケートの実施（記名式）
- ・学期に1回程度のいじめについてのアンケート（無記名式）の実施

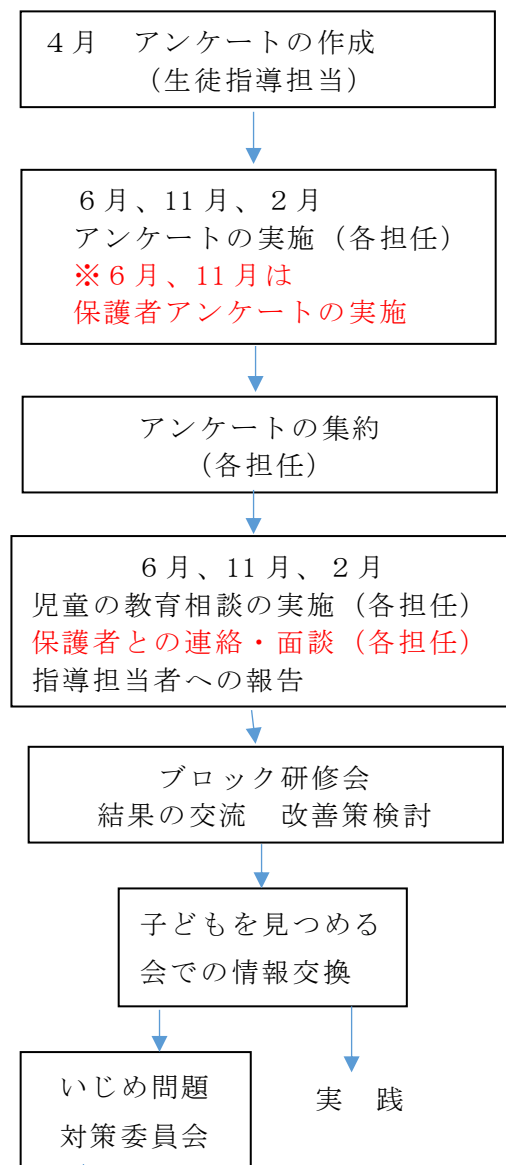
○ アンケートの実施・活用方法

【年間8回の記名アンケート】



「3. 対応・報告体制による対応」
 （4 P 参照）

【年間3回の無記名アンケート】



「3. 対応・報告体制による対応」（4 P 参照）

（２）教育相談の実施

日常的にいつでも教育相談が行えるような体制づくりをすすめると共に、６月、１１月に「教育相談重点週間」を設定し、アンケートや家庭での「いじめチェックリスト」の結果等をもとに、全児童に対する教育相談を実施する。

（３）ＱＵアンケートの実施

児童一人一人の学級での状況や人間関係を客観的に把握するために、６月・１１月に３～６年生を対象に「ＱＵアンケート」を実施し、前期後半・後期後半以降の実践にかす。

○ ＱＵアンケート実施・活用方法（推進担当：生徒指導担当者）

６・１１月	ＱＵアンケートの実施
７・１２月	結果の分析 改善策の検討
８・１２月	改善策の具体化 (学級経営構想に明記)
９・１月以降	改善策の実施

（４）子どもを見つめる会における情報交換

毎月第４金曜日１５：５０～「子どもを見つめる会」を実施し、日常の子どもの様子で気になることを出し合い、「いじめの早期発見」につなげると共に、配慮を要する児童、支援を要する児童についての共通理解を図る。

７ いじめへの対処の取組

いじめや、いじめにつながる事案が発生した場合は、４Ｐ「３ 対応・報告体制」に沿って、「いじめ問題対策委員会」を中心に速やかに対応する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ いじめ問題対策委員会の招集…校長○ いじめ問題対策委員会の運営…生徒指導担当○ 教育委員会への報告…校長（教頭）○ ブロック研修会の運営…各ブロック○ 関係児童への指導・相談…担任、生徒指導担当○ 保護者への説明・協力要請…教頭・担任○ 関係児童の心のケア…養護教諭、担任○ 学級での指導…担任・生徒指導担当 |
|---|

（１）実態把握・報告

いじめに関する通報を受けた時、又は児童がいじめを受けていると思われる時には、

いじめ問題対策委員会において、いじめの事実の有無の確認を行うための児童及び保護者への聞き取りを実施する。また、その結果を、速やかに糸島市教育委員会へ報告する。

（２）児童、保護者への指導

事実の確認によりいじめがあったと確認された場合は、いじめをやめさせるとともに、その再発を防止するために、複数の教員により、関係機関の協力を得つつ、いじめを受けた児童、又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。

（３）教育の確保

必要があると認められた場合、いじめを行った児童について、いじめを受けた児童が使用する教室以外において学習を行わせるなど、いじめを受けた児童やその他の児童が安心して教育を受けられるようにする。

（４）保護者への支援

いじめを受けた児童の保護者といじめを行った児童の保護者との間で言い争いが起きることのないよう、いじめ事案に係る正確な情報をこれらの保護者と共有するようにする。

（５）警察との連携

いじめ問題対策委員会において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきであると認められた時は、所轄警察署と連携して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、援助を求める。

（６）懲戒

校長及び教職員は、児童がいじめを行っている場合にあって、教育上必要があると認められる時は、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に当該児童に対して懲戒を加えるものとする。

8 重大事態が発生した時

重大事態が発生した場合は、４Ｐ「３ 対応・報告体制」に沿って、「いじめ問題調査チーム」を中心に、事実関係の正確な把握等について以下のようにすみやかに対応する。

【重大事態とは】 ※いじめ防止対策推進法第 28 条より

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- （１） 重大事態が発生した場合（保護者からその旨の報告があった場合を含む）、校長は直ちに糸島市教育委員会へ報告し、指導を仰ぐ。

(2) 校長（必要に応じて糸島市教育委員会）を中心とした「いじめ問題調査チーム」を速やかに設置し、対応に当たる。

① いじめに関する調査の実施について

○ 「いじめ問題対策委員会」において調査対象、内容、方法を検討し、調査を行う。

ア 「いじめられた」とされる児童からの聞き取りが可能な場合は、該当児童から十分聞き取ると共に、保護者や他の児童、教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。その際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とすることに留意する。

【主な調査内容】

- ・いじめの行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われたか。
- ・どのような態様だったか。
- ・いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係
- ・学校・教職員のそれまでの指導経緯 等

イ 「いじめられた」とされる児童からの聞き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分聴取・協議し、保護者や他の児童、教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を十分に行う。その際、情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とすることに留意する。

※ 主な調査内容は①と同様

② 調査結果の取りまとめ、保護者への提供について

○ 「いじめ問題調査チーム」において、調査結果を取りまとめ、書面にまとめて保護者へ提供する。（発生から1ヶ月をめぐりに）

③ 再発防止策、該当児童への支援策の検討

○ 調査結果を踏まえて、「いじめ問題調査チーム」において学校としての再発防止のための取組、及び該当児童への支援内容や方法について検討する。

④ 糸島市教育委員会への報告

○ 調査結果、保護者への情報提供の状況、再発防止策、及び該当児童への支援策、支援の状況等を糸島市教育委員会へ文書にまとめて報告する。その際、いじめを受けた児童の保護者の希望があれば「保護者の所見」をまとめた文書を添付する。

9 保護者・地域等への働きかけ

(1) 保護者への働きかけ

いじめの防止、早期発見・早期対応のために、保護者との連携を日頃から密にしておくとともに、次のような働きかけを行う。

- ① 児童の規範意識向上のための働きかけ（→いじめの防止）
 - ・保護者と学ぶ規範意識育成事業における「ネットによる誹謗中傷・いじめ等の防止」学習会への参加（11月）
 - ・「人権学習参観・講演会」（7月）
 - ・各種リーフレット等の配付による啓発
 - ・学校通信、学級通信等における啓発
 - ・「あいさつ名人」を中心とした「いきいきさんさん名人プロジェクト」への協力依頼
- ② 家庭での子どもの状況把握や相談活動のための働きかけ
(→いじめの早期発見・早期対応)
 - ・福岡県PTA連合会による「いじめチェックリスト」の実施（6・10月）
 - ・各種相談機関の紹介
 - ・家庭訪問、個人面談を中心とした情報提供

(2) 地域への働きかけ

いじめの防止、早期発見・早期対応のために、地域に対しても以下のような働きかけを行う。

- ① 児童の規範意識向上のための働きかけ（→いじめの防止）
 - ・「人権学習参観・講演会」（7月）への参加
 - ・「あいさつ名人」を中心とした「いきいきさんさん名人プロジェクト」への協力依頼
- ② 地域での子どもの状況把握のための働きかけ
(→いじめの早期発見・早期対応)
 - ・「一貴山見守り隊」への情報提供のお願い

10 評価

- いじめに関する学校評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの問題に対する取組全般に対する評価を行う。
- 各種評価、アンケートの中に「いじめ問題に関する取組」についての評価項目を設け、総合的に評価する。
(教師の自己評価、児童アンケート、保護者アンケート、学校関係者評価 等)